

宮城県建設工事事故防止優良者表彰事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県の発注に係る建設工事（以下「建設工事」という。）において、特に安全管理に努めている現場代理人を表彰し、労働災害の防止及び安全の確保に寄与するものとする。

(表彰対象者)

第2 この要領による表彰の対象は、表彰しようとする年度の前年度に完成した建設工事（1件の請負金額が5百万円以上で工期内に完成したものに限り。）で、工事成績調書の考査点の総合点が85点以上の工事において、安全管理に熱心に取り組み、労働災害の防止及び安全の確保に優れた功績があった現場代理人とする。ただし、次のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。

(1) 工事成績調書の考査項目の7「法令遵守等」の評定が減点の工事

(2) 工事成績調書の考査項目の2「施工状況」のうちⅢ「安全対策」に「a」以外の評定がある工事

(3) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」の評定がある工事

(4) 現場代理人が関与した工事において、死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上又は全治30日以上労働災害を発生させた場合であって、災害発生日が、表彰年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの期間に存する場合

(5) 現場代理人が関与した工事が、労働基準監督署から法令違反や指導事項等の文書を交付された場合であって、文書交付日が、表彰年度の前年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの期間に存する場合

(6) その他、表彰に相応しくない事実が現場代理人にある場合

2 前項の規定にかかわらず、実工期の9割を超える期間に従事したことが確認できない場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事が着手できない場合に行われた変更はこれによらないものとする。

なお、実工期とは、実際に工事着手した日から完成届の工事完成の日までとする。

(特別賞の授与)

第3 表彰対象者の受賞回数5回毎に特別賞を授与する。ただし、過去に現場代理人が関与した工事において死亡事故を発生させた場合を除く。

(表彰審査委員会)

第4 この要領に定める表彰を審査するため、別表の宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審査)

第5 この要領に定める表彰を行おうとするときは、委員会の審査に付するものとする。

2 事業管理課長は、第2の表彰対象者に該当すると認められる現場代理人を『宮城県建設工事事故防止優良者表彰候補者名簿』（以下「名簿」という。）により調製し、主管課長を通じて主務課長及び地方機関の長に意見を求めるものとする。

3 事業管理課長は、名簿に前項による主務課長及び地方機関の長の意見を添え、委員会の審査を得る手続きを行うものとする。

(表彰の決定)

第6 知事は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者を決定するものとする。

2 土木部長は、前項の決定があったときは、様式第1号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第7 表彰は、知事が、宮城県建設工事事故防止対策推進大会において、賞状を授与して行う。

2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。

3 第1項の規定による賞状は、様式第2号及び様式第3号のとおりとする。

(表彰に係る事務分掌)

第8 この要領による事務は、土木部事業管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

第9 土木部長は、被表彰者及び所属する施工者に対し、第2第1項第4号から第6号までに規定する欠格事項が生じた場合は、表彰年度の6月30日までに速やかに報告するよう求めるものとする。

2 知事は、被表彰者及び所属する施工者について、前項に規定する欠格事項に該当すると認めるときは、表彰日までに表彰の決定を取り消すものとする。

(罰則)

第10 施工者が表彰の要件に係る宮城県の調査において虚偽の報告を行った場合又は被表彰者及び所属する施工者が第9第1項の規定による報告を怠った場合は、知事は表彰の決定を取り消すとともに、当該施工者を3か年の間、表彰の対象としないものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

【別表】

宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長 土木部長
副委員長 土木部副部長（技術担当）
委員 農政部農村振興課長
水産林政部水産林政総務課長
土木部土木総務課長
土木部事業管理課長
企業局水道経営課長

2 委員長等

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 庶務

委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(通知日)

(会社名)

(氏名) 殿

宮城県土木部長

宮城県建設工事事故防止優良者表彰決定通知

あなたは、宮城県の発注に係る建設工事の現場代理人として安全管理に積極的に取り組み、事故防止に努められた功績は誠に顕著であり、他の模範であります。

よって、宮城県建設工事事故防止優良者に決定されましたので通知します。

なお、当該年度の6月30日までに、別途定められた欠格事項に該当することとなった場合は、当該表彰が取り消されます。また、欠格事項の報告を怠った場合は、当該表彰が取り消されるとともに、施工者は3か年の間、表彰の対象とならなくなりますので留意願います。

本通知は、当該年度の7月1日以降の入札公告から実績とすることができます。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合は、受賞実績とはなりません。

賞 状

(表彰番号)

(会 社 名)

(氏 名) 殿

あなたは宮城県の発注に係る建設工事の
現場代理人として安全管理に積極的に
取り組み事故防止に努められた功績は
誠に顕著であり他の模範であります
よって宮城県建設工事事務局事故防止優良者
としてこれを賞します

(表彰月日)

宮城県知事 (知事名)

賞 状

(賞名) (表彰番号)

(会 社 名)

特別賞

(氏 名) 殿

あなたは宮城県の発注に係る建設工事の
現場代理人として安全管理に積極的に
取り組み事故防止に努められた功績は
誠に顕著であり他の模範であります
よって宮城県建設工事事務局事故防止優良者
としてこれを賞します

(表彰月日)

宮城県知事 (知事名)